

# 交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 年末年始加給金について  
交渉日時 平成27年9月2日(水) 16時00分～17時00分  
交渉場所 うじ安心館 大会議室  
交渉出席者 当局側 土屋副市長 宇野市長公室長 星川副部長 波戸瀬課長  
岡部副課長 西川人事研修係長 雲丹亀給与係長  
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計10人

概要	要
組合の主張	<p>年末年始加給金についての交渉を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 前回の提案から、29日、30日も含めた提案に変更したということでは、両日とも31日から3日と同様に重みがあるというスタンスだと理解する。年末年始が特別だということはこれまでも確認してきた。次は支給水準の問題である。定額の廃止は前提なのか。</li><li>② 定額の800円はこれまで議論を積み上げてきた結果である。年末年始加給金のある当該の3つの職場の職員は異動があまりなく、これからも年末年始に出勤せざるを得ない状況がある。年齢に関係なく、年末年始の重みは同じであるから定額としてきた。率にするのもひとつの方法だが、いきなり水準を下げるのはどうか。また、なぜこの率なのか。条例規則の範囲内の最高150%のところにもなっていない。</li><li>③ 4年前に条例化をした際にこの問題は一度決着している。支給水準の議論はあまりしてこなかったが、当局は当時800円を支給すると明確に述べた。当局が厳しい状況にあることは理解しているが、組合にとっては、現場で議論できるだけのものになっていない。</li></ol>
当局の主張	<ol style="list-style-type: none"><li>① 29日、30日に支給することについては、民間の状況をみると疑問もあるところではあるが、前回に一部の職場が支給対象から外れるとの指摘があった。結果としてそうなるので、それについては問題だと考えた。年末年始加給金は現在は定額としているが、時間外勤務手当等は時間単価に割増率をかけて支給するのが基本的な考え方である。府内でも支給しているところは率で支給している。</li><li>② 800円は長い歴史がある。しかし、今改めて市民理解を得られるかというところでぎりぎりの提案をしている。年末年始に対する考え方は変化している。定額から率への変更により、職員によって影響が違ふことや現在の水準から低くなっていることは十分理解しているところであるが、一般企業でも他団体でも年末年始に関する手当を支給しなくなってきている中で、総合的に検討した結果である。時間外勤務として整理を図るには定額ではなく率とすべきと考えている。率は条例規則の上限である150%の議論もしたが、他では支給していないところが多くあることから145%とした。</li><li>③ 年末年始加給金については、全廃すべきという考え方もある中で、ぎりぎりのものを提案していることを理解いただきたい。</li></ol>